区のおしらせ No.411

昭和49年3月5日発行 東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号)電話(264)0151(大代表)郵便番号102

内濠駅伝大会

第24回内濠周回駅伝大会が2月17日に開催されました。

競技は一般、高校生の部が一周5730mを6周するコース、地域青年と中学生の部が一周2900mを6周するコースで行なわれました。

優勝チームは一般の部が警視庁（A)〔1時間33分40秒〕高校は九段高校〔1時間51分53秒〕、地域青年は錦和会〔1時間3分37秒〕中学校は麹町中（A)〔1時間3分33秒〕でした。

第一回区議会臨時会

昭和四十八年度補正予算案 応急資金貸付条例案などを提案

第一回区議会臨時会が二月二十日から開かれました。

この臨時会に提案された主な議案は、災害・疾病などにより応急資金を必要とする区民に資金を融資して、その生活の安定と福祉の増進をはかるための「応急資金貸付条例案」と最近のエネルギー危機から起こった異常な物価の高騰から区民の生活を守る緊急対策を盛り込んだ「昭和四十八年度東京都千代田区一般会計補正予算第五号（案）」です。

総額七千万余円 昭和四十八年度補正予算案

総額は、七千四十三万六千円で主なものはつぎのとおりです。

緊急特別法外援護経費　一〇七万三千円

・日常生活物資、生活保護家庭などに味噌、醤油、砂糖、トイレットペーパーなどを配付

・入浴券　生活保護家庭などに入浴券を、一人に十枚ずつ配付

・入学準備品　生活保護家庭などの入学・進学児童に、一万円の購入券を配付

応急資金貸付　二〇〇万円

低所得世帯保育園児に対する通園用品支給　二二万五千円

低所得世帯の通園児に通園用品購入のためのギフト券を配付

保育園給食費の増額　一五万七千円

保育園児の栄養維持のため、給食費を増額

商工融資の増額　四、〇一五万円

最近の経済状態の悪化により、中小企業者に対する商工融資の枠を拡げる。

公共工事特別措置経費　二、六八三万一千円

資材の高騰などにより工事が困難になっている公共工事に対する特別措置。

応急資金貸付条例案

無利子

一世帯一〇万円
災害は二〇万円

融資額は、一世帯十万円、災害の場合は二十万円までです。

この貸付金は無利子、六ヵ月据置きで二十ヵ月以内、災害のときは四十ヵ月以内の均等償還。

貸付条件

・災害・疾病など区長が定める理由により応急に資金が必要なひと（生活保護を受けているひとは除く）で、資金をほかから借りることが困難なひと

・独立の生計を営んでいる世帯主

・融資を受ける三ヵ月前から引続き区内に住んでいるひと

区長公選制をめざし 区民対話集会

二月八日番町区民会館、二月十三日神保町区民会館で区長公選制実現のための区民対話集会が、区議会主催で開かれました。

経済講演会を開催

3月19日区役所で

一月の卸売物価が前年同月比三十五%という記録的な高騰になりました。この中には昨年十月以来の石油危機をきっかけとした、各産業界の便乗値上げ分も含まれていると見られています。

このように最近の経済の動きには異常なものがあります。そして、その影響は、中小企業、消費者により大きく及びます。

区では、区内にもたくさんある中小企業の経営者のひとたちを対象に経済講演会をつぎのように開催します。一般のご来聴も歓迎します。

●**とき**　三月十九日（火）午後一時から

●**ところ**　区役所十階会議室

●**講演**　『経済の見通しと中小企業』
NHK考査室顧問
館野　守男氏

●**問合せ**　商工課商工係まで

千代田区27周年記念式

3月15日区公会堂で

三月十五日、千代田区が発足して二十七年目を迎えます。

区ではこれを記念して、つぎのとおり式典を開催します。

●**とき**　三月十五日（金）

●**ところ**　千代田区公会堂

式典・式辞・表彰（区政に功労のあったひとたちが表彰されます）

＊

人事異動

（　）内は旧職

二月十五日付

[課長級] 企画室長江原次男（総務部副主幹）　総務部副主幹脇喜三（住宅局改良部推進課調整係長）**転出**　前企画室長村長堯は物価局指導部指導第二課長に転出しました。

寄付

一五万円
老人福祉センター資金
富士見二―三―七
中沖　ミヤ殿

二〇〇万円
千代田区立区民会館用図書
充実資金
株式会社　富士銀行殿

所得税
特別区民税・都民税
個人事業税

申告は3月15日まで
お早めにお願いします

所得税、特別区民税・都民税、個人事業税の申告は三月十五日までです。お早目に。

●申告書提出先

所得税（確定申告）
麹町税務署、神田税務署

特別区民税、都民税
区役所税務課または出張所

個人事業税
千代田都税事務所

※所得税確定申告書の「住民税事業税欄」に記入したひとは、特別区民税・都民税、個人事業税の申告をする必要はありません。

●おねがい

●氏名にはフリガナをしてください。

●確定申告書の四十九年一月一日の住所欄が住民税の申告地になりますから、忘れずに記入してください。

●土地家屋の譲渡所得があり、分離課税になるひとは、確定申告書用紙の分離課税用を使用してください。

●所得税の納付

三月十五日までです。振替納税をするひとは「振替用納付書」と申告書をいっしょに提出してください。

〝にせ税理士にご注意ください〟

家庭奉仕員（ホームヘルパー）を派遣します

●希望者は福祉事務所へ●

からだが不自由で、日常生活に支障のあるおとしよりの相談相手になったり、炊事、洗たくなど身のまわりのお世話をする老人家庭奉仕員の制度があります。

また常時介護を要する心身障害者（児）のいる世帯に対して、障害者の介護、相談、家事のお世話をするホームヘルパーの制度もあります。

この制度の利用について、ご相談、問合せは福祉事務所まで。

温水プール再開　4月2日から

総合体育館の「温水プール」が四月二日（火）から再開します。

「温水プール」は昨年来からの石油事情悪化のため休場していましたが、四月からは館内の暖房用燃料も軽減できる季節になりましたので、再開することになりました。

●利用日

個人で利用できる日と時間はつぎのとおりです。

火・木曜
第1・3・4土・日曜日
正　午～午後2時
午後3時～午後5時
午後6時～午後8時
上記以外の曜日
午後6時～午後8時

これ以外の時間帯は団体の利用となります。

●利用料金

〈個人〉

季節 区分	冬期（10月➡5月）	夏期（6月➡9月）
一般（高校生以上）	120円	80円
児童・生徒	60円	40円

〈団体〉
二時間　四、五〇〇円

避難・消防施設の再点検を
●3月7日～13日

建築物防災指導週間

三月七日から一週間「建築物防災指導週間」が始まります。

近年の中高層ビルの増加とともにビル火災による災害も増えています。

熊本のデパート火災にみられるように、鉄筋や鉄骨ビルでも災害には安全とはいえません。多くのひとが出入りする学校、劇場、旅館、雑居ビル、デパートなどの管理者、所有者のひとは、より一層、維持管理に注意してください。

また、この期間中、不慮の災害から利用者の安全を確保され、消火、救助活動がスムースに行なえるよう、避難施設・消火設備の再点検するようお願いします。

避難袋補充品

3月中旬に配付完了

届かないときは
出張所、防災課に連絡を

懐中電灯、カンパン（二缶）、リーフレット「地震・災害にそなえて」をセットにした避難袋補充品は三月中旬までには町会を通じて配付できる予定です。

もし、お手もとに届かなければ、出張所または防災課までご連絡ください。

外濠公園総合グランド

4月6日から使用再開

申込みは使用の前月にまとめて受付け

毎月第1日曜日を「少年野球日」に

例年になく厳しかった寒さも、ようやく柔らぎ、戸外でスポーツを楽しむシーズンが近づいてきました。

来たる4月6日から外濠公園総合グランドの使用が再開されます。4月からは、申込みの受付けを、使用する前月に翌月分をまとめて行なうようにし、また、小・中学生だけに解放する「少年野球日」を設けるなど、年々増加する利用者の便宜をはかって、申込方法などが改善されました。

この機会に、総合グランドの施設や利用方法をご紹介します。

総合グランドの施設

グランド

●陸上競技場として使うばあい
直線一〇〇㍍、一周二〇〇㍍のトラック、ほかに走幅跳用の砂場

●野球場として使うばあい
右翼八〇㍍、中堅七〇㍍、左翼一〇〇㍍、ただし軟式専用で、硬式野球には使えません。

●観覧席　約七〇〇人収容

テニスコート

軟式テニス専用で、コート二面を備えています。

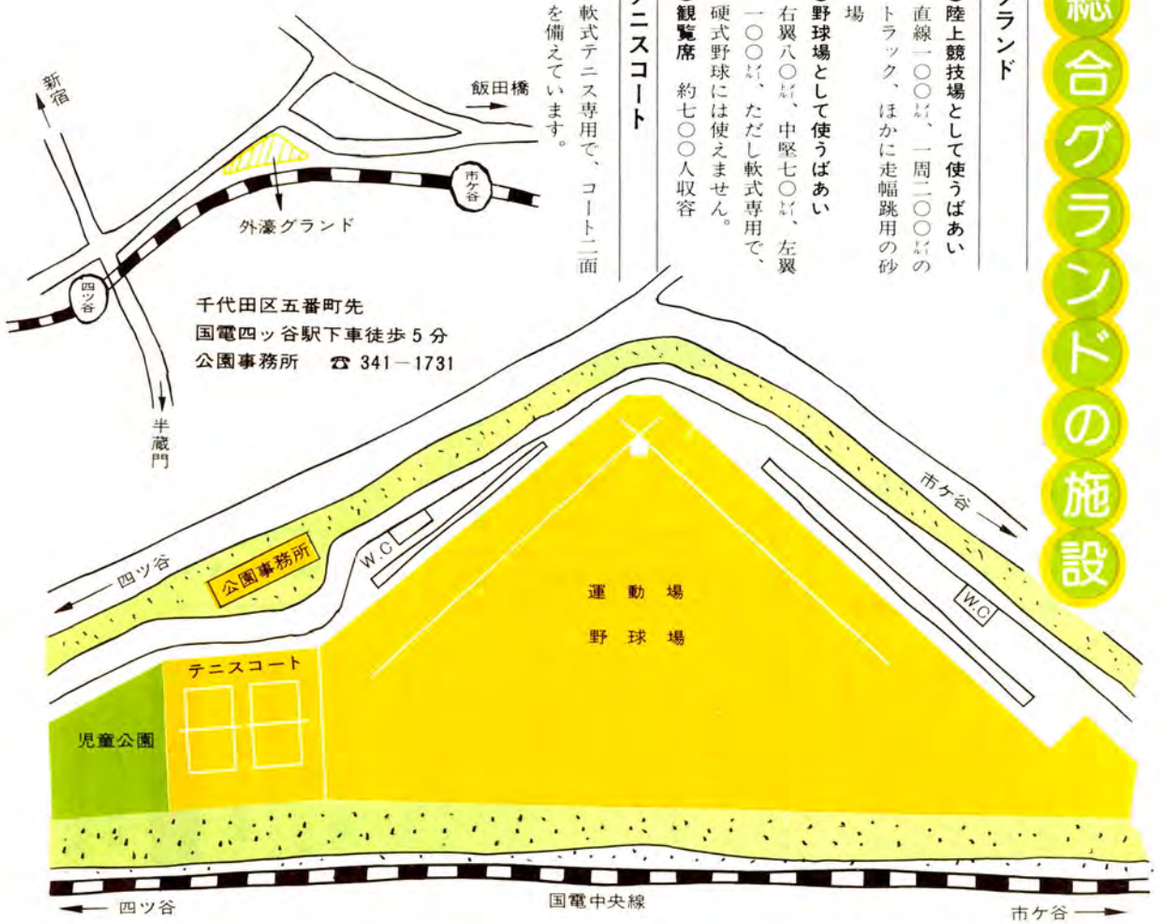

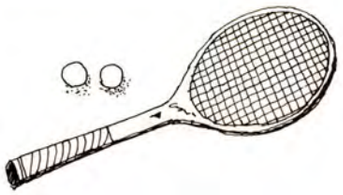

利用のしかた

グランドを陸上競技等に使うばあい

・使用時間　午前九時～午後五時

・申込方法　利用しようとする日の前月の二十日、午前九時十五分から区役所公園河川課で抽せんを行ないます。二十日が日曜・祝日のばあいは、翌日。

・使用料
都内小・中学生……二、〇〇〇円
青年団体およびこれに準ずるもの……三、〇〇〇円
一般……七、〇〇〇円

・その他
運動会として使うばあいは、使用日の十日前にプログラムをグランド管理事務所の係員に提示の上、ご相談ください。

グランドを野球場として使うばあい

・使用時間　4・11・12月は午前九時～午後五時、5～10月は午前六時～午後九時（午後六時以後はナイター）
利用できる時間は一チームについて二時間限り（ナイターは三時間）とします。

・申込方法
①使用する前月の二十五日、午前十時から、区役所十階会議室で、抽せんにより申込み順を決めます。申込日二十五日が土・日曜日のときは翌月曜日、祝日のばあいは翌日に受付けます。
②空いている時間の申込みは、抽せん日の翌日から使用日の前日まで、区役所公園河川課工務係（四階）で受付けます。
③毎月第一日曜日の日中は、少年野球日として、小・中学生だけに貸すことになり、前月の二十五、午後四時に区役所十階会議室で申込みを受付け、申込みが多数のばあいは抽せんとします。

・使用料
平　日……一時間三〇〇円
土・日・祝日…一時間三五〇円
ナイター…右の使用料に照明料として一時間当り三〇〇円加算

・注意
野球大会として使用することはできません。

テニスコート

・使用時間　野球のばあいと同様ただし5～10月は午前九時から

・申込み方法
使用する前月の二十五日午後一時半から、区役所十階大会議室で抽せんにより申込順を決めます。そのほかは、野球のばあいに準じます。

・使用料
一面一時間当り……三〇〇円
ナイター…照明料一時間につき一〇〇円を加算

その他つぎのことに注意してください

①使用の受付けが済むと、承認書をさし上げますので、これを使用の際、グランドの管理事務所で使用料と共に提出してください。
②納入した使用料は、天候等により、グランド・テニスコートが使えなくなったとき以外は返還いたしません。
③当日の準備・清掃はみなさんで行なってください。

・休場日
毎月第一月曜日と抽せん日(25日)

・問合せは
区役所公園河川課工務係
☎264～0151
または
グランド管理事務所
☎341～1731

「強いからだと美しい心」を育てるために　学校保健研究発表会

こどもたちが心身ともに健康で安全な生活を営むために、必要な能力、習慣を身につけることは、教育の最も基本的な目標です。

千代田区学校保健会はその研究にとり組んで毎年研究発表会を開催しています。

今年度の研究発表会が去る二月七日、錦華小学校で行われ、中学生の研究発表、学校長、保健主事、養護、校医、給食など各部会の専門的な立場からの研究発表がありました。

また、この発表会の席上、「健康優良児童」の岩波基くん（淡路小六年）、小川玲子さん（麹町小6年）、「学校保健功労者」の麹町小学校がそれぞれ表彰されました。

くらしの豆知識

標準価格

「国民生活安定緊急措置法」による標準価格

- **トイレットペーパー**
  - 古紙もの55m×4個（1組）**220円**
  - 古紙もの65m×4個（1組）**240円**
  - パルプもの60m×4個（1組）**240円**
- **ちり紙**
  - 800枚（一組）**235円**
- **家庭用灯油**
  - 18ℓ（店頭渡）**380円**
- **家庭用プロパンガス**
  - 10kg（配達こみ）**1,300円**

無料移動相談・法律・人権問題

区民のみなさんが、日常の生活で起きたいろいろな問題の解決のため、法律・人権移動相談をつぎのように開設します。

- **とき**　三月十九日（火）
  午前十時～正午
  午後一時～四時
- **ところ**　神保町区民会館
- **相談内容**　金銭貸借・借地借家
  人権侵害など
- **問合せ**　区民課区民相談係

なお、区民相談係では、左の一覧表にある相談を、区役所の区民相談係で無料で応じています。お気軽に利用してください。場所は区役所正面に向って右側にあります。

区民相談一覧（無料）

相談名（相談相手）		相談日	相談内容
法律相談（弁護士）		毎週水曜日 午後1時～4時 第5水曜日は休み	借地、借家、金銭貸借、遺産相続、財産贈与、分配、結婚・離婚・養子縁組などに関すること。そのほか、法律上の解釈を必要とすること。
商工相談	税務相談（税理士）	毎週木曜日 午後1時～4時 第5水曜日は休み	法人・個人の企業の計理一般、税金の課税上の問題に関すること
	特許相談（弁理士）	毎月第1火曜日 午後1時～4時	特許の申請・認定、そのほか特許に関すること
	経営相談（経営士）	毎月第3火曜日 午後1時～4時	企業の経営、一般金融に関すること
人権相談（人権擁護委員）		毎月第2火曜日 午後1時～3時	人権の侵害に関すること（家庭内の問題・近隣係争・身上のこと）
行政相談（行政相談委員）		毎月第1月曜日 午後1時～3時	国や都など行政官庁に対する要望・不満・苦情など
電々相談（電々公社職員）		毎月第3月曜日 午後1時～3時	電話の架設申請・移転・売買・担保、電報に関すること
交通相談（交通相談員）		毎週月・水・金 午前9時～午後5時	交通事故の慰謝料・治療費・損保の請求に関すること
一般相談（区職員）		日曜・祭日を除く毎日午前9時～午後5時（土曜日は正午まで）	区政に対する意見・要望、日常一般のこと、そのほか簡単な専門相談

3月の休日診療当番医

10日	須田町医院	須田町1-8	☎251-2097
17日	西神田診療所	西神田2-3-2	☎262-5362
21日	船津診療所	麹町4-5	☎263-3569
24日	米良内科	鍛冶町3-7	☎252-1801
31日	額田内科医院	小川町3-28	☎291-0989

診療時間は午前9時から午後5時まで
健康保険証は必ず持参してください

「五年年金」加入手続は3月中に

62歳から67歳までのひとが加入できる五年生金の受付は三月末日までです。加入資格のあるひとでまだ手続を済せていないひとは、この機会にぜひ加入してください。

[加入資格]

①明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生れたひと

②共済組合や厚生年金に加入していないひと

③恩給または老齢や退職による公的年金を受けていないひと

④以前に国民年金に加入していて途中でやめたひと

[保険料支払期間] 加入したときから五年間（昭和四十五年六月分から昭和五十年五月分まで）

[年金支給開始時期] 昭和五十年以降（65歳に達したときで、保険料五年分を納め終えたとき）

[保険料(かけ金)] 月額九〇〇円

[年金額] 年額九六、〇〇〇円（月額八〇〇〇円）

●保険料の納め方などくわしいことは国民年金課適用係に問合せてください。

「国保」無料健康相談 3月11日～16日

区では、国保の被保険者と一般の区民を対象に、無料健康相談をつぎのとおり行ないます。

●**とき** 三月十一日から十六日までの診療時間内

●**ところ** 「千代田区国保健康相談所」の表示のある病院、診療所

●**内容** 問診、尿検査、血圧測定、耳、鼻咽喉、目の相談

相談を受けるときは保険証を必ず持参してください。

●**問合せ** 国民健康保険課資格係

16ミリ発声映写機の検査と登録

16ミリ発声映写機の検査と登録をつぎのとおり行ないます。

区などの公立フィルムライブラリーは、この検査と登録が済んでいないと利用できません。

●**とき** 三月十八日～二十日

●**ところ** 千代田図書館四階視聴覚ホール

●**費用** 無料

●**持ってくるもの** ①映写機一式（本体・スピーカー・コード等一式）②前年度の登録証か検査書③登録するひとの印鑑

※映写機は必ず手入れを済ませて持ってきてください。

●**問合せ** 千代田図書館視聴覚係

区立住宅（あき家）当選番号

区立住宅（あき家）の抽せん結果はつぎのとおりです。

住宅名	当せん	補欠（番号順）
富士見	3	4・2・1・5・6
水道橋	12・5	2・6・1・4・3
神保町	19・22	11・8・9・10・13
猿楽町	20	18・8・14・38・1
外神田	12	11・6・2・3・13
		12・4・19・9・8
		56・28・39・43・40

心身障害者と家族の映画観賞会

●**とき** 三月二十四日（日）午後一時から

●**ところ** 富士見福祉会館

●**映画** 「人生劇場」

●**会費** 無料

くわしいことは富士見福祉会館に問合せてください。

「心身障害者の集い」

●**とき** 三月十日（日）午後一時から

●**ところ** 富士見福祉会館

●**演芸** 歌謡万才

●**映画** 「藍より青く」

●**会費** 無料

くわしいことは、富士見福祉会館に問合せてください。

☎二六二―一〇四五

児童館だより（三・四月）☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

●**神田児童館**

・**映画会** 〝サイボーグ009「怪獣戦争」〟〝秘境ヒマラヤ〟 三月十六日(土)午後二時から

・**オペレッタ劇団「ともしび」公演** 〝豆六とおに〟 三月二十二日(金)午後二時から

●**西神田児童館**

・**やりたいこと相談会** 今年の四月から来年三月までの一年間の児童館の計画をみんなで話し合いましょう。 三月六日（水）九日（土）

・**貞球大会** 四月に行ないます。ふだんから児童館で、きたえた腕を試すチャンス。おおぜい参加してください。

●**富士見児童館**

・**人形劇** 〝キツネがみつけたへんな本〟ほか 三月九日（土）午後二時から

・**演劇** 〝漁師とその妻〟 三月十六日(土)午後二時から

・**卓球講習会**(児童対象)三月六日、十三日、二十日、各日とも午後二時から

・**図工教室** 三月八日、十五日各日とも午後二時三十分から

・**音楽教室** 三月十五日、二十二日各日とも午後二時三十分から

各児童館で学童保育

西神田・神田・富士見児童館では学童保育の申込みを受付けています。

学童保育は、両親が働いているなど、学校から帰っても、世話するひとがいない家庭のこどもを預かり、学習指導や生活指導を遊び中心に行なうものです。

●**対象**　千代田区内に住んでいる小学校一年から三年までの児童（心身に著しい障害のある児童、病気中の児童を除く）

●**利用方法**

・**保育日**　児童館の開館日（毎週月曜日と祝日は休館）

・**保育時間**　下校時から午後五時まで

・**食事**　給食はしません。学校給食のないときは、昼食を持ってきてください。なお、おやつは用意します。

●**申込み**

西神田児童館☎294―〇六三一
神　田児童館☎253―六〇二一
富士見児童館☎262―一〇四〇

教育相談

依頼心

周囲の人の世話がゆきとどき過ぎる。まだ、子どもの素質、能力、適性、希望などを無視しておとなの要求に従わせてしまう。このように自分自身の知恵や力でやりとげる機会を少なくしてしまうと、消極的な依頼心の強い子どもに育ってしまいます。

教育相談室では、幼児から高校生までの教育の相談に応じています。気軽に電話で相談日を予約してください。

●☎二五六―八四四六

―区職員募集

職種　一般作業（給食その他）
勤務先　区立千代田荘（箱根強羅）
募集人員　若干名
資格　満十八歳から三十九歳までの女子
給与　区条例による（例三十歳で月収手取り約八万円）
申込方法　総務課人事係まで履歴書を提出してください。
〒102千代田区九段南一―六―十一
千代田区役所総務課人事係

16　将門の首塚

大手町の日本長期信用銀行の隣り（大手町一―一―一）に、将門の首塚があります。

今をさかのぼることざっと千年一〇世紀の初頭、将門は、鎮守府将軍良持（一説に良将）を父として生まれました。良持は、下総の国豊田郡に館を持ち、私営田を経営する土豪で、その遺領を継いだ将門は、下総西北部の豊田・猿島・相馬三郡を支配するようになるのですが、遺領の分け前をめぐる一族の内紛や土豪間の勢力争いが絶えず、このようないざこざが、武蔵国、常陸国にもあいついで起こり、争いの形態が、単なる土豪間の争いから、今でいう中央政府への反抗となって発展していきました。

こうした状勢にあって、国司の支配に不満を持ち、それに反抗する勢力がしだいに将門のもとに集まり、この勢力の先頭に立って、将門は、常陸、下野の国衙をつぎつぎに攻め落し、ついには上野国府で「新皇」の位につき、彼の従者となった諸国の土豪を、関東各国の国司に任命するに至りました。こうして自分の野望を着々と達成して行った将門は、いずれは、関東の地に、独立の小国家を建設し、そこに王城を築こうという遠大な夢を抱くようになったのです。ところが、天慶三年（九四〇年）に至って、京都で将門追討の動きが起こり、これに呼応して、将門の対敵であった平貞盛が、下野国押領使藤原秀郷の協力のもとに、将門を下総に攻め、同年二月十四日王城建設の夢を果し得ず、あっけない最後をとげてしまいました。

しかし、当時の律令体制をゆさぶった、将門の果敢な行動は、彼の死後も長く、坂東の武士と農民の間に印象づけられ、英雄として崇拝されていきました。

千代田区内には、将門の首を埋めたという首塚と将門の祭ったという神田明神があります。

首塚は、彼の死後、武蔵国豊島郡柴崎（芝崎）、いまの千代田区大手町に築かれ、現在に至るまで保存されてきたものと言い伝えられて来ましたが、現在のものは、昭和三十六年十二月に、将門塚保存会の手により整備修復されたものです。

何んの変てつもない、鉄とコンクリートのビルに囲まれ、附近を通ってもつい見落しがちですが、そこだけが緑におおわれ、王城建設に夢を馳せた将門が、静かに眠っているかのようです。

区民生活の安定をはかって
〝緊急対策を実施〟

区では、最近の物価の高騰や金融引締めなど、きびしい経済情勢に対処し、区民生活の安定をはかるため、種々の対策を実施することになりました。

これらの対策は、二月十三日に区長を本部長として発足した「区民生活緊急対策本部」で検討されたものですが、この中で、二月二十日から開かれた第一回区議会臨時会の議決を得たもの、および今後実施される予定のもので、主なものをご紹介します。

急にお金が必要！

そんなとき〝新設〟の

▼▼▼応急資金貸付制度▲▲▲

この制度は、区民のみなさんが急にお金が必要になったけれどもすぐ用意することもできないし、借りるあてもないときに区でお金をお貸しし、みなさんの生活の安定と福祉の増進をはかるものです。

たとえば疾病、生活必需品の購入、結婚や出生、葬祭、就職や就学の準備などです。

また、国民年金の高令任意加入者の保険料の支払いにも利用できます。

そして、火災・地震・交通事故などの災害に合ったときなどでお貸しするときには、より多くお貸しします。

無利子で十万円
災害の場合は
二十万円

貸付金額は、一世帯につき十万円まで、ただし、災害による場合は、二十万円までお貸しします。

そして、この貸付金は、無利子です。

■貸付条件

・独立の生計を営んでいる世帯主

・区内に三カ月以上住んでいるひと

・連帯保証人のいるひと

ただし、この貸付金は、二重にはお貸ししません。

また、生活保護を受けているひとは借りられません。

返済と申込み

貸付金の返済方法は、貸付けを受けた翌月から六ヵ月据置いて、二十ヵ月以内の分割払いです。

災害による場合は、四十ヵ月以内です。

貸付金の申込みと問合せは、福祉課厚生係までどうぞ。

商工融資「営業資金」の緊急融資 四千万円を増額

区内の中小企業の方の緊急対策の一環として、区では、商工融資の営業資金分に四千万円を増額し取扱金融機関に預託いたしました。どうぞご利用ください。

貸付限度額は、一件一八〇万円です。

くわしいことは、商工課商工係（内線八二一・二八二）へお問合せください。

新区議会議長に持田光太郎氏

区議会議長の辞職にともない、三月一日の区議会本会議で、後任議長の選任が行なわれ、新議長に持田光太郎氏が選ばれました。

監査委員 教育委員会委員 が決まりました

三月一日の区議会本会議で、監査委員（知識経験者選出）の選任同意と教育委員会委員の任命同意がそれぞれ得られました。

新らしい監査委員、教育委員会委員はつぎのとおりです。

監査委員　土田茂雄氏（任期三年）

監査委員　藤井芳郎氏（任期三年）

教育委員会委員　三輪田元則氏（任期四年）

区民生活を守るために

苦情電話の設置や社会的に弱い立場にある人の救済など

物価の高騰、品不足、インフレは、区民生活に大きな影響をおよぼしています。

このため、区では区民の生活を守るため、営業資金の特別融資や応急資金の貸付のほかに数々の区民生活緊急対策事業の一環として「苦情専用電話の設置」、「物資の価格などの状況の提供」などを実施するため準備をすすめています。

また、社会的に弱い立場におかれているひとたちに対しては、その生活の安定をはかるために、「生活保護世帯などに対して生活見舞品などの支給」、低所得世帯で保育園に園児を通園させている家庭などに対しては通園用品購入券の支給など、生活に困っている家庭に無料入浴券の配付などの生活救済の対策をすすめています。

主な事業はつぎのとおりです。

苦情電話を設置
生活物資などの苦情を受付

物価の高騰、品不足は区民生活をおびやかしています。

区では、これらのことに対処して、苦情専用電話を設置し、日常生活のうえでの区民のみなさんの苦情などを直接きき、その解決をはかり、安定した区民生活が確保できるよう、準備を急いでいます。

物価の動向を提供

日用品や食料品の価格などの状況が正確に知らされていれば区民のみなさんが不安にかられて買い急いだり、買いだめしたりということもなく冷静に物事を判断し行動ができるわけです。

区では、生活物資の価格などの状況を国や都・マスコミなどから情報をつかみ、「区のおしらせ」などによって区民に知らせます。

物価などの専用電送装置を設置
都と区の迅速な情報伝達に一役

生活物資の価格などの動向は、区民の日常生活に大きな影響を与えています。

物価の動向などについて、都と区の情報の迅速な伝達をはかるため、物価などの専用電送装置（テレファックス装置）の設置をすすめています。

生活保護世帯等に
生活必需品を支給

最近の物価の異常な高騰、物不足、インフレなどから、区では、社会的に弱い立場に置かれているひとの生活を守るため、生活必需品を支給し、生活の安定をはかります。

その対象は、生活保護世帯、要保護世帯などの低所得世帯でお贈りする物は、みそ、しょうゆ、食用油、砂糖、石鹸、タオル、トイレットペーパーなど、日常生活に欠かせない品目です。

これらの品物は、三月十日頃までに対象の各家庭にお届けいたします。

低所得世帯で保育園児のいる家庭に
通園用品購入券を支給

区では、低所得世帯で保育園に通園している園児のいる家庭に対し、被服、くつや帽子など通園に必要な用品を購入できるように、五千円の購入券をお贈りします。

生活保護世帯などに
無料入浴券を配付

区では、生活保護世帯や要保護世帯のひとたちの健康と福祉の増進を図るため公衆浴場の無料入浴券の配付を行ないます。

この無料入浴券は、一人につき十枚づつを配付し三月十日頃までに対象となる方たちに届けられます。

就学準備用品購入券を交付

学用品の急騰にともない低所得世帯で、今年、新たに小学校や中学校に入学する児童・生徒のいる家庭に対し、区では、就学に必要な用品を準備できるように、一万円の就学用品購入券を交付します。

各対象家庭へは三月十日頃までに購入券を届けます。